

無担保・無保証人

亀山市独自の利子補給制度を申請すると、今だけ最長5年間の利子補給あり！

マル経融資のご案内

小規模事業者経営改善貸付(マル経融資)は、小規模事業者の経営改善をバックアップするため、**亀山商工会議所が会頭名で推薦し、無担保・無保証人で貸し付ける国(日本政策金融公庫)の公的融資制度**です。

尚、マル経融資は通常枠の他、スーパー低利融資のコロナ特別貸付枠1,000万円が6月末日まで期間限定となっておりますが、借入れ後『**亀山市利子補給制度**』を各自申請すると最大5年間、**実質年利0%**ですので、事業資金のご希望がありましたら、まずは亀山商工会議所 中小企業相談所までご相談下さい。

融資限度額 2,000万円

返済期間 運転資金 7年以内

(据置期間1年以内)

設備資金 10年以内

(据置期間2年以内)

担保・保証人 不 要

(保証協会の保証も不要です)

利率 (令和6年5月1日現在)

マル経融資年利*1 1.35%

亀山市利子補給*2 ▲上記と同水準

実質年利 ほぼ 0%

*1 マル経融資(一般枠)の年利は固定金利です。

利率は金利情勢によって変わることがあります。

*2 経済情勢の変動により融資利率が急激に上昇した場合

満額を助成できない場合があります。

マル経融資は、こんな時お役立ていただけます。

運転資金

- ・売り上げアップの仕入資金としたい
- ・賃金引上げの資金原資としたい
- ・新たに従業員を採用したい
- ・季節資金として利用したい

*借入金返済のためには利用できません

設備資金

- ・工場・店舗の新設や増改築をしたい
- ・車両・機械が古くなったので、買い替えたい
- ・店舗の保証金として利用したい

融資対象

- ①常時使用する従業員が20人以下(宿泊業・娯楽業を除くサービス・商業は5人以下)の法人・個人事業を営む方
- ②亀山商工会議所の経営指導を原則6カ月以上受けている方(原則外として、一定の要件を満たせば指導期間を短縮することができます)
- ③最近1年以上、地区内で事業を営んでいる方
- ④税金を完納している方
- ⑤日本政策金融公庫の非対象業種でない方

申込方法 まずは2期分の決算書、確定申告書をご用意のうえ、FAXまたは電話にてご連絡ください。

* なお、事前審査があり、ご融資のご希望に応じかねる場合がございますので、予めご了承ください。

申込先 **亀山商工会議所** (担当:宮崎) ☎(0595)82-1331

(FAXの場合は、このまま送信してください)

FAX (0595)82-8987

所在地	〒	電話番号	
企業名		相談内容:(使い道・金額等、具体的に)	
代表者名 (担当者名)			